

証券コード 4574
2022年3月14日

株 主 各 位

大阪府吹田市内本町三丁目34番14号
大 幸 薬 品 株 式 会 社
代表取締役社長 柴 田 高

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をしていただきますよう、お願い申しあげます。

この場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年3月29日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル内
NCB会館 2階「松の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.seirogan.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。  
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずに行使期限までに到着するようご投函ください。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱い致します。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後5時30分到着分 まで

### インターネットで議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコン端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後5時30分入力分 まで

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

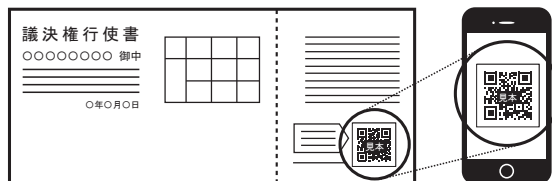
# インターネットによる議決権行使について

(行使期限：2022年3月29日(火曜日)午後5時30分入力分まで)

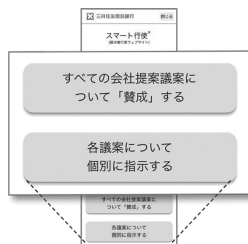
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

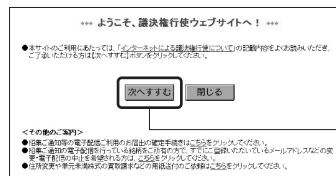
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

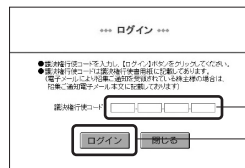
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

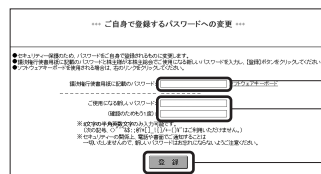
- 2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 現行定款第28条では、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員である取締役を選定することとなっておりますが、監査等委員である取締役の候補者の幅を広げるとともに、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性の確保を図るため、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                     | 変 更 案       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、定時株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                     | しばた ひとし<br>柴田 仁<br>(1951年4月13日生) | 1974年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社<br>1977年5月 当社入社<br>1980年12月 取締役就任 社長室長兼電算室長<br>1986年4月 取締役副社長就任<br>1987年7月 代表取締役社長就任<br>2010年6月 代表取締役会長就任 (現任) | 3,223,215株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>同氏は、1980年に取締役就任後、1987年から20数年に渡り代表取締役社長を務め、2010年からは代表取締役会長として、当社経営の管理、監督を行うとともに、国内外における健康関連市場の拡大に尽力しております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。 |                                  |                                                                                                                                        |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                           | ふりがな<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2                                                                                                                                                               | しば た が たかし<br>柴 田 高<br>(1956年7月22日生) | 1981年5月 大阪大学医学部第2外科入局<br>1981年6月 大阪府立千里救命救急センター(現大阪府済生会千里病院千里救命救急センター)<br>1982年7月 市立吹田市民病院外科<br>1984年7月 大阪大学医学部第2外科<br>1987年6月 大阪府立成人病センター(現大阪国際がんセンター) 外科<br>1987年10月 大阪大学医学博士<br>1990年1月 市立豊中病院外科<br>1995年12月 同病院外科医長<br>1998年7月 同病院外科部長<br>1998年12月 当社取締役就任<br>2004年11月 取締役副社長就任<br>2006年3月 代表取締役副社長就任<br>2010年6月 代表取締役社長就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>一般社団法人日本二酸化塩素工業会会長 | 3, 238, 223株 |
| (取締役候補者とした理由)<br>同氏は、2010年の当社代表取締役社長就任以降、大学との共同研究を含めた研究開発の強化や、感染管理事業の発展に尽力し、当社グループ全体の企業価値向上に努めております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)として選任をお願いするものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |              |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                         | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                             | はしもとまさじ<br>橋本昌司<br>(1967年7月14日生) | 2000年4月 弁護士登録<br>長谷川俊明法律事務所入所<br>2004年4月 三井安田法律事務所 入所<br>2004年12月 リンクレーターズ法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所<br>2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師<br>2007年1月 Allen & Gledhill LLP<br>2007年12月 Linklaters LLP<br>2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所<br>2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所<br>2010年12月 同事務所パートナー（現任）<br>2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>GMOリサーチ㈱社外取締役<br>アストマックス㈱社外取締役<br>東急不動産リート・マネジメント㈱コンプライアンス委員会 外部委員 | —          |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br>同氏は、弁護士として豊富な法的知識と経験を有しており、また複数企業の社外取締役を務めております。このような同氏の知識と経験に基づき、専門的見地から取締役会において積極にご発言をいただき、的確な監査をしていただいております。こうした同氏の実績と経験に基づき、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | に き よ し ひ と<br>二 木 芳 人<br>(1949年12月7日生) | 1983年4月 川崎医科大学 呼吸器内科 講師<br>1990年3月 同大学 保健医療学、呼吸器内科 講師<br>2006年4月 倉敷第一病院 呼吸器センター 副センター長<br>2006年11月 昭和大学医学部臨床感染症学講座(寄付講座)教授<br>2012年4月 昭和大学病院感染管理部門 部門長(兼務)<br>2012年9月 昭和大学医学部 内科学講座臨床感染症学部門 教授<br>2020年4月 同大学医学部 客員教授(担当：内科学講座臨床感染症学部門)(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任) | —                      |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>同氏は、昭和大学において、感染症学を専門にされ、同大学において臨床感染症学を確立されました。最近では、多剤耐性菌やインフルエンザ等の院内感染コントロールだけでなく、現在、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の疫学及び感染対策等も研究されております。こうした同氏の豊富な知識と実績に基づき、特に当社の感染管理事業に対し、重要かつ有益な助言をいただいております。同氏は直接企業経営に関与した経験はございませんが、上記理由により、当社の監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しております。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                        | ふりがな<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                            | おかもと やす ひこ<br>岡本泰彦<br>(1961年4月6日生) | 1985年4月 ㈱広島銀行入行<br>1988年10月 ㈱文化倶楽部入社<br>1993年9月 ㈱パワーズインターナショナル<br>(現ライク㈱) 設立<br>代表取締役社長就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>ライクスタッフィング㈱取締役会長<br>ライクキッズ㈱取締役会長<br>ライクケア㈱取締役会長<br>㈱リベロ社外取締役 | —          |
| <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>同氏は、上場企業の代表取締役社長として豊富な知識と経験を有しております。このような同氏の知識と経験に基づき、専門的見地からの確かな監査をしていただくことができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しております。</p> |                                    |                                                                                                                                                                              |            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者はいずれも社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項

(1) 責任限定契約

当社は、橋本昌司氏及び二木芳人氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、岡本泰彦氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(2) 就任年数

橋本昌司氏及び二木芳人氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9か月となります。

(3) 独立役員の出出

当社は、橋本昌司氏及び二木芳人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。また、岡本泰彦氏が選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年3月30日開催の第75回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された岡本泰彦氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| みやたとしお<br>宮田俊男<br>(1975年10月19日生)                                                                                                                                                                                              | 2003年5月 大阪大学医学部第1外科入局<br>2009年8月 厚生労働省医系技官<br>2014年4月 大阪大学医学部招聘教授<br>2015年12月 メドピア(株)社外取締役就任<br>2020年10月 早稲田大学先端生命医科学センター教授(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株Medical Compass 代表取締役社長<br>医療法人社団DEN理事長 | —          |
| <p>(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p> <p>同氏は、医師として豊富な医学知識と経験を有しており、また厚生労働省の医系技官として勤務した経歴から厚生労働省とも関係が深く、豊富な行政経験もございます。更に上場企業にて社外取締役を務めた経験もあります。このような同氏の知識と経験に基づき確かな監査をしていただくことができると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                               |            |

- (注) 1. 候補者が代表取締役社長を務める株Medical Compassと当社との間には、情報コンテンツ掲載に関する取引がありますが、その取引額は当連結会計年度における当社の連結売上高の0.1%未満であります。
2. 宮田俊男氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約  
宮田俊男氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、宮田俊男氏が社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

当社は2020年6月26日開催の第74回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受け、2020年度より決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。このため、前連結会計年度は決算期変更の経過期間となり、当社並びに3月決算であった連結子会社は9ヵ月(2020年4月1日～2020年12月31日)、12月決算の連結子会社は12ヵ月(2020年1月1日～2020年12月31日)を連結対象期間とした変則決算となっております。このため、対前年同期比については記載しておりません。

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス変異株の発生や感染拡大により緊急事態宣言が継続的に発出され、社会経済活動が抑制傾向のまま推移致しました。一方でワクチン接種は進み、昨年9月末には緊急事態宣言が解除となる等、行動制限は緩和されましたが、その後新たな変異株の感染が拡大しており、足元ではまん延防止等重点措置が複数の都道府県で要請されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような中、当社グループは衛生管理製品「クレベリン」の安定供給に努めるため、前期より生産能力向上やサプライチェーンの強化に注力し、また急激な需要増加に備え、手厚く商品の在庫を確保するとともに、人員体制や拠点の充実を図ってまいりました。しかしながら、当社グループが想定した衛生管理製品の需要高騰は長くは続かず、当期においては急激に低下するものとなりました。この結果、大規模な供給に備えた当社グループの生産設備と在庫については、短期の間に過剰な状態に転ずるものとなりました。

このような状況を踏まえ、当連結会計年度においては前半より感染管理事業の生産や仕入れを停止しており、第2四半期決算時点においては、過剰な棚卸資産について評価損を計上するとともに、現物の処分も進めてまいりました。しかし、その後も例年ならばインフルエンザの流行等により需要が高まる年末にかけてのシーズンも振るわず、販売の動向はさらに計画を下回るものとなりました。この結果、更なる在庫の圧縮を進めることとし、当連結会計年度末においても、たな卸資産評価損を売上原価に追加計上致しました。これにより、棚卸資産の処分に係る費用は通期で3,746百万円を計上しております。

また、生産設備につきましても、一昨年の急激な衛生管理製品の需要増加に伴い、生産能力向上を目的に、前連結会計年度において約23億円の設備投資を実施致しました。しかしながら、前述と同様に、その後の急激な需要低下により在庫が過剰となりましたことから、当期においては4月以降の感染管理事業の生産はおよそ行っておりません。こうした

状況と当該事業の業績を踏まえ、固定資産の減損会計の基準に基づき将来の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度において2,453百万円の減損損失を計上致しました。

税金費用につきましては、現時点における将来の課税所得を見積もり、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を全額取り崩すこととし、当連結会計年度において法人税等調整額679百万円を費用として計上しております。

なお、期末日以降の本年1月20日において、当社の衛生管理製品「クレベリン」のうち4製品に対し、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けました。当社としましては、本措置命令については不服と考えており、今後法的措置を講じていく予定でありますものの、感染管理事業売上高の1割程度を占める当該対象の商品については一定量の返品が見込まれます。このため、本件に関して見積もった返品額相当を含め699百万円を、当連結会計年度末に返品調整引当金繰入額として計上致しました。

これらの結果、売上高は11,299百万円、営業損失は4,947百万円、経常損失は6,131百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は9,594百万円と、各項目で巨額の赤字を計上するものとなりました。

セグメント別の経営成績につきましては以下の通りであります。

#### (医薬品事業)

医薬品事業につきましては、当連結会計年度の第4四半期(10月～12月)には、緊急事態宣言の解除により消費者の行動制限が緩和され、店頭での販売はやや持ち直しましたものの、未だ新型コロナ禍前の需要状況には戻っておりません。消費者の外出自粛やインバウンド需要の消失影響は続いており、当連結会計年度における国内向けの売上高は3,105百万円となりました。また、中国本土や香港、台湾においても国内と状況に大きな差はなく、総じて低水準の状態にあり、海外向けの売上高は1,244百万円となりました。

その結果、医薬品事業の売上高は4,350百万円、セグメント利益は1,476百万円となりました。

#### (感染管理事業)

感染管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に対してワクチン接種が進み、感染者数の減少等から第4四半期(10月～12月)には、緊急事態宣言等も全国的に解除されるなどの状況となり、前連結会計年度において急騰した衛生管理製品の需要動向は、大きく低下するものとなりました。当事業では、新型コロナ禍における需要はさらに拡大するものと見込み、期首時点においては、急激な需要量増加にも応えるための在庫や生産設備を備えておりました。しかしながら、販売実績は当初の計画を大きく下回るものとなり、最終的に当期の売上高は当初計画の半分程度にまで低下するものとなりました。

この結果、在庫や生産設備、これらに伴う体制を含め、様々なリソースが急激に過剰となり、高いコスト体質に陥るものとなりました。まずは在庫総量の圧縮を進めるため、期前半より生産や仕入れを停止し、さらに棚卸資産の処分等も順次進めてまいりました。

その結果、感染管理事業の売上高は6,942百万円、セグメント損失は4,936百万円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、主に木酢液を配合した入浴液や園芸用木酢液等の製造販売を行い、売上高は6百万円、セグメント損失は68百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました当社グループの設備投資の総額は1,082百万円であります。その主なものは、基幹システム構築等のIT基盤整備や、医薬品事業における製造設備の更新及び導入によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金5,000百万円の調達を実施しました。また、当社は機動的かつ安定的な運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額13,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 第 73 期<br>(2019年 3 月期) | 第 74 期<br>(2020年 3 月期) | 第 75 期<br>(2020年12月期) | 第 76 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|-----------------------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                             | 10,418                 | 14,966                 | 17,582                | 11,299                             |
| 経常利益又は経常損失(△) (百万円)                     | 1,885                  | 3,633                  | 5,454                 | △6,131                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は当期純<br>損失(△) (百万円) | 1,415                  | 2,453                  | 3,851                 | △9,594                             |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円)   | 33.00                  | 57.57                  | 89.18                 | △220.52                            |
| 総 資 産 (百万円)                             | 21,600                 | 25,473                 | 31,757                | 22,535                             |
| 純 資 産 (百万円)                             | 17,485                 | 19,373                 | 22,781                | 12,807                             |
| 1株当たり純資産額 (円)                           | 405.41                 | 450.94                 | 525.83                | 293.88                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第73期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 第75期は決算期変更となり、当社並びに3月決算であった連結子会社は9ヵ月(2020年4月1日～2020年12月31日)、12月決算の連結子会社は12ヵ月(2020年1月1日～2020年12月31日)を連結対象期間とする変則決算となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。



## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                      | 資本金      | 当社の<br>出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                                                         |
|--------------------------|----------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 大幸TEC<br>株式会社            | 2百万円     | 100.0              | 医薬品事業、その他事業<br>・「正露丸」及び「セイロガン糖衣A」等原料の日局木クレオソートの精製<br>・木酢関連製品の製造 |
| 大幸薬品インターナショナル<br>株式会社    | 50百万円    | 100.0              | 感染管理事業<br>・海外市場の新規開拓等                                           |
| 大幸薬品<br>(アジア太平洋)<br>有限公司 | 5百万HKドル  | 100.0              | 医薬品事業、感染管理事業<br>・「正露丸」、「セイロガン糖衣A」、衛生管理製品等の販売                    |
| 大幸環境科技<br>(上海)有限公司       | 1百万USドル  | 100.0              | 感染管理事業<br>・衛生管理製品の販売                                            |
| 台湾大幸薬品<br>股份有限公司         | 70百万TWドル | 100.0              | 感染管理事業<br>・衛生管理製品の販売                                            |
| 大幸薬品(深圳)<br>有限公司         | 3百万CNY   | 100.0              | 感染管理事業<br>・衛生管理製品の販売                                            |

## (4) 対処すべき課題

## ① 医薬品事業

国内市場においては、人口の高齢化等に伴う医療費の高騰が社会問題化する中で、セルフケアとしてのセルフメディケーションの推進により、一般用医薬品の市場はさらに拡大するものと予測されます。一方で、当社の主力製品「正露丸」が属する止瀉薬市場は、多数のメーカーによる厳しい競争環境下にあり、国内人口の減少による市場規模の縮小等と相まって、当社製品のシェアは47.2%と5割を切り、低下傾向にあります。〈出所：株式会社インテージ〉。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により、インバウンド関連の需要消失のみならず、消費者の外出自粛やリモートワークの普及により、止瀉薬の利用機会が低い水準のまま続いております。国内需要は当連結会計年度に入り、やや持ち直しの傾向にはありましたものの、依然、本格的な復調までには至っておりません。また、中国本土や香港を中心とした海外市場でも、国内同様の状況にあり、消費の冷え込みは改善しておりません。

このような厳しい環境が続きますが、当社グループでは研究開発活動を継続し、「正露丸」及び「セイロガン糖衣A」の主成分「木クレオソート」の新たな知見と成果の探求に努めてまいります。近年では、「木クレオソート」がヒトの腸内細菌に対して作用しないことを臨床的に実証し、日本薬局方ではかつて「化学薬品等」の分類でありましたが、「生薬等」に改正されました。これを受けて一般薬承認基準（胃腸薬）でも同様に、「殺菌剤」から「生薬」に分類が改められました。さらには、アニサキス症に対する効果検証やメトホルミン等の薬物による下痢への効果、安全性として他のお薬との飲み合わせに対する影響の調査等、複数の研究も進めており、引き続き胃腸内環境改善による“健全な体内環境”を実現するための実績と信頼を培ってまいります。

国内の顧客基盤強化策については、明確なポジショニングとわかりやすいストーリー展開で、若年層を中心とした新規ユーザーの製品理解の深耕に努め、市場シェア拡大を図ってまいります。

海外市場においては、特に当社グループの主要市場である中国本土、香港、台湾を含むアジア地域で、所得水準の向上等に伴う潜在的な消費需要の拡大が見込まれています。また、日本製品は安全性、信頼性、高品質の点で高く評価されていることもあり、当社製品への需要拡大の期待が持たれます。引き続き、現地の販売代理店と連携を強化し、営業・マーケティング体制を整備し、国内で蓄積した経験・ノウハウ等を活かしながら、主力製品「正露丸」、「セイロガン糖衣A」の販売を強化してまいります。

生産体制につきましては、成長を支えるための体制強化を図るべく、京都工場・研究開発センターにおいて当連結会計年度中に医薬品の生産が稼働しており、今後、生産性の向上を図ってまいります。ただし、新型コロナウイルス感染症が沈静化せず、国内外の止瀉薬の需要が回復しない状況下においては、低稼働率下における原価の上昇を如何に抑えられるかが重要な課題であると考えております。

## ② 感染管理事業

感染管理事業においては、世界的な感染症の脅威により、医療・生活等に関わるあらゆる場面で、感染予防と衛生対策への重要性が高まっております。特に2019年末頃に確認された新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は未だ沈静化には至っておりません。

当社グループは、新型コロナウイルスの流行拡大時に想定した衛生管理製品のその後の需要が計画よりも大きく下回ったことから、結果として過剰な投資に至り、当連結会計年度は、その整理のために巨額の損失を伴うものとなりました。衛生管理製品の市場環境につきましては、翌期につきましても引き続き厳しい状況が予想されます。改めて今後の衛生管理製品の需要を冷静に分析し、これに見合った体制整備と体質の改善が急務であると考えております。当社グループの感染管理事業は、もはや新型コロナウイルスの感染状況と当社製品

の需要動向とは必ずしもリンクするものではないと考えざるを得ません。しかし、新型コロナウイルス感染症は未だ収束段階には至っておらず、また人類の敵となる新たな未知のウイルスは今後も発生し得るものと当社グループは考えており、その感染予防に備える製品として当社の衛生管理製品の存在感を発揮させていきたいと考えております。今後はコストを抑制しながら、主要製品の供給可能な体制を維持し、また製品ラインナップも当社の強みである商品に絞りつつ、その研究やマーケティングにリソースを集中してまいりたいと考えております。

また、当社グループは、これまで培ってきた二酸化塩素の基礎研究及び製品の安全性と有効性の研究データを蓄積することにより、世界に先駆けて物体・空間除菌市場を創造し、拡大してまいりました。しかしながら、本年1月20日において、当社感染管理事業売上高の1割程度を占める当該事業製品4品目に対し、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けました。当社グループと致しましては、本措置命令については不服と考えており、今後法的措置を講ずる予定であります。これまでと同様に、消費者の皆様の安心感の醸成が重要であると考え、研究開発活動に注力してまいります。

現在、積極的に産学共同研究も進めており大阪大学大学院医学研究科に「空間感染制御学共同研究講座」を設置し、低濃度二酸化塩素ガスによる空間除菌システムを中心に、細胞レベルでの安全性及び有用性研究を行うことで再生医療分野での利用やさらには医学分野での臨床試験に向けての研究を進めております。また、順天堂大学大学院医学研究科に「集団感染予防学講座」を設置し、医療及び社会環境での感染対策における二酸化塩素の有用性と応用について臨床的な検証も進めております。なお、新型コロナウイルスに対する二酸化塩素の有効性の検証を既に進めており、昨年度の二酸化塩素ガス溶存液に続き、当連結会計年度においては、二酸化塩素ガスがヒトの体内への感染を阻止するメカニズムを解明し、英文科学雑誌に発表しました。さらには、現在感染拡大が著しいオミクロン株につきましても、二酸化塩素の有効性研究を進めております。

海外市場につきましては、当社製品は主に現地の販売代理店を通じ、小売店やECサイト等で消費者に販売されております。世界的な感染予防意識の高まりを背景に、さらなる潜在需要が見込まれることから、中国、香港、台湾の子会社を拠点に現地での拡販を目指すとともに、シンガポール、マレーシアでも代理店を通じた販売を開始しました。また、欧米や中東、南米等の新規の国・地域に対するアプローチを強化するための子会社も設立しており、さらに顧客エリアを拡大してまいります。今後も、これまで国内で培ってきた感染管理のノウハウを活かし、海外の消費者にも当社製品の需要喚起、認知度向上を図ってまいります。

生産体制につきましては、前連結会計年度において、新たな工場を立ち上げることにより「クレベリン」の供給能力の大幅増強を実現しました。しかしながら、本工場の稼働開始時点では、すでに衛生管理製品の市場が飽和状態になりつつあり、当初の想定以上に需要が低下しました。その結果、当連結会計年度中の稼働は極めて少ないものとなりました。足元の販売状況と手元の在庫量からは、翌期の稼働も僅かとなる見通しであり、このような状況下で改めて本格的に稼働する時期を見極めながら、当面は生産体制の維持とコスト抑制を重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

### ③ 財務体質の改善、資金繰り

前連結会計年度は売上高、利益ともに過去最高を記録したものの、一転して当連結会計年度は過去最大の赤字を計上するに至りました。その主な要因としましては、衛生管理製品の需要が計画を大きく下回ったことから、設備や在庫、組織体制等への投資が結果的に過剰なものとなり、急激に高コスト体質になったことに加え、これら過剰となった資産の評価減や処分等各種の整理のための損失を計上したことによるものであります。この結果、運転資金が不足し、当連結会計年度中においては金融機関からの長期融資により50億円を調達しております。

さらに足元では、前述の通り消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けておりますが、この措置命令により一定量の返品が見込まれるとともに、当該事業における今後の売上高はマイナスへの影響が避けられません。このような状況においては、まずは事業継続のための体質改善が急務であり、コスト圧縮のために事業や組織の再構築、再編成を大至急進めてまいります。

なお資金繰りと致しましては、一時的にも販売の状況が極端に悪化した場合に備え、金融機関とのコミットメントラインを契約し、新たに40億円分の融資枠を確保致しております。

### ④ SDGsへの取り組み

当社グループでは、事業活動を通じて、環境・エネルギー問題や社会課題に対応していくことを経営課題のひとつに掲げております。世界では新型インフルエンザやCOVID-19のような新たな未知な感染症の発生やそれらによるパンデミックの脅威への対応、さらには薬剤耐性（AMR）菌による院内感染等への対応が急務になっており、これら人類の脅威に対処していくためにも、当社グループが日本で培った「クレベリン」による「空間除菌」の概念を世界の人々の暮らしに浸透させ、衛生観念を文化として根付かせてまいります。また特に、感染症の流行下では室内空間の換気が推奨されますが、一方で空調等に係るエネルギーの消費が伴います。当社が提唱する低濃度二酸化塩素による「空間除菌」を普及させることで、脱炭素社会の実現にも寄与できればと考えております。

## (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業区分   | 主 な 製 商 品                      |
|--------|--------------------------------|
| 医薬品事業  | 胃腸薬「正露丸」、「セイロガン糖衣A」、「正露丸クイックC」 |
| 感染管理事業 | 衛生管理製品「クレベリン」、「クレベ&アンド」        |
| その他事業  | 木酢関連製品                         |

## (6) 主要な事業所等 (2021年12月31日現在)

## ① 当社の主要な事業所及び工場

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 本 社                       | 大阪市西区   |
| 吹 田 工 場                   | 大阪府吹田市  |
| 京 都 工 場 ・ 研 究 開 発 セ ン タ ー | 京都府相楽郡  |
| 茨 木 工 場                   | 大阪府茨木市  |
| 小 国 工 場                   | 山形県西置賜郡 |
| 東 京 オ フ ィ ス               | 東京都港区   |

## ② 主要な子会社の事業所

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 大 幸 T E C 株 式 会 社 | 山形県西置賜郡 |
| 大幸薬品インターナショナル株式会社 | 大阪市西区   |
| 大幸薬品(亞洲太平洋)有限公司   | 中国 香港   |
| 大幸環保科技(上海)有限公司    | 中国 上海   |
| 台灣大幸薬品股份有限公司      | 台灣 台北   |
| 大幸薬品(深圳)有限公司      | 中国 深圳   |

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------------|-------------|
| 医薬品事業  | 96 (7) 名   | 7名増 (1名増)   |
| 感染管理事業 | 132 (13) 名 | 21名減 (38名減) |
| その他事業  | — (—) 名    | — (—)       |
| 全社(共通) | 36 (3) 名   | 4名増 (—)     |
| 合計     | 264 (23) 名 | 10名減 (37名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時使用人数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( ) 外数で記載しております。なお、臨時使用人につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属する使用人であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-------------|-------|--------|
| 226 (23) 名 | 11名減 (37名減) | 40.9歳 | 9.6年   |

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時使用人数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、( ) 外数で記載しております。なお、臨時使用人につきましては、年間総労働時間を1日8時間で人数の換算をしております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先          | 借入残高     |
|--------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,833百万円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 1,100百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 950百万円   |
| 株式会社みずほ銀行    | 800百万円   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 153,072,000株  
 ② 発行済株式の総数 44,136,900株 (自己株式555,734株を含む)  
 ③ 株主数 19,473名  
 ④ 大株主

| 株 主 名                                                   | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 柴 田 高                                                   | 3,238,223 株 | 7.43 %  |
| 柴 田 仁                                                   | 3,223,215   | 7.40    |
| ROYAL BANK OF CANADA<br>SINGAPORE BRANCH I-CLIENT'S A/C | 2,614,315   | 6.00    |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社 (信 託 口)                       | 2,550,900   | 5.85    |
| U B S A G H O N G K O N G                               | 2,462,700   | 5.65    |
| ア ー ス 製 薬 株 式 会 社                                       | 2,398,800   | 5.50    |
| 柴 田 晃 宏                                                 | 1,896,000   | 4.35    |
| 興 和 株 式 會 社                                             | 1,250,000   | 2.87    |
| 柴 田 航                                                   | 1,212,300   | 2.78    |
| 柴 田 哲                                                   | 1,192,500   | 2.73    |

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 2021年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、サイノーリッチーズリミテッド (SINO RICHES LIMITED) が2021年2月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

| 氏名又は名称                                  | 保有株券等の数     | 株券等保有割合 |
|-----------------------------------------|-------------|---------|
| サイノーリッチーズリミテッド<br>(SINO RICHES LIMITED) | 2,065,800 株 | 4.69 %  |

3. 2019年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者1社が2019年5月27日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

| 氏名又は名称        | 保有株券等の数<br>株 | 株券等保有割合<br>% |
|---------------|--------------|--------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 409,200      | 2.85         |
| 三菱UFJ国際投信株式会社 | 159,100      | 1.11         |

4. 2021年9月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、韓保維が2021年9月6日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

| 氏名又は名称 | 保有株券等の数<br>株 | 株券等保有割合<br>% |
|--------|--------------|--------------|
| 韓保維    | 3,339,045    | 7.59         |

5. 2021年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者3社が2021年5月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次の通りであります。

| 氏名又は名称                                                           | 保有株券等の数<br>株 | 株券等保有割合<br>% |
|------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 野村證券株式会社                                                         | 552,600      | 1.26         |
| ノムラ インターナショナル ピーエルシー<br>(NOMURA INTERNATIONAL PLC)               | 658,832      | 1.50         |
| ノムラ セキュリテーズ インターナショナル<br>(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.) | 0            | 0            |
| 野村アセットマネジメント株式会社                                                 | 880,500      | 2.00         |

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

| 区分                         | 株式数     | 交付対象者数 |
|----------------------------|---------|--------|
| 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) | 61,414株 | 3名     |

(注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に對し、株式の交付は行っておりません。

2. 上記のほか、執行役員等21名に対して譲渡制限付株式70,748株を付与しております。



## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                         |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長       | 柴 田 仁   |                                                                                                      |
| 代表取締役社長       | 柴 田 高   | 一般社団法人日本二酸化塩素工業会会長                                                                                   |
| 専務取締役         | 中 澤 一 雄 |                                                                                                      |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 堀 川 真   |                                                                                                      |
| 取締役 (監査等委員)   | 二 木 芳 人 | 昭和大学医学部客員教授                                                                                          |
| 取締役 (監査等委員)   | 橋 本 昌 司 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー<br>GMOリサーチ株式会社社外取締役<br>アストマックス株式会社社外取締役<br>東急不動産リート・マネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 二木芳人氏及び取締役 (監査等委員) 橋本昌司氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 (監査等委員) 二木芳人氏及び取締役 (監査等委員) 橋本昌司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 堀川真氏は、多数の企業における財務部長やCF0の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀川真氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役 (監査等委員) 二木芳人氏及び取締役 (監査等委員) 橋本昌司氏との間で、同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約 (会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約) を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2023年3月に更新する予定であります。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

##### a. 基本方針(基本報酬の額、業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を含む)

固定報酬の額については、取締役会による決議に基づき、代表取締役社長柴田高に個別報酬額の決定が一任されており、以下に記載の株主総会における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額の範囲内、個々の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の各職位とその責任範囲、在任年数等に応じて、当社における業績や市場データにて取得した他社の水準等も考慮しながら、これらを総合的に勘案して、個別の報酬額を決定しております。

業績連動賞与については、連結財務諸表の売上高、業績連動賞与の算定に用いる営業利益、業績連動賞与の算定に用いる自己資本利益率を評価指標とし、これらの指標の目標達成率に基づき評価を決定し、その評価に応じた賞与支給率を各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の年間の報酬(以下「現金報酬」という。)額に乗ずることによって、個別の賞与額を決定しております。上記評価指標を採用した理由については、業績連動賞与のインセンティブとしての機能をより高めるとともに、客観的にも明確な指標を採用することで、業績連動賞与の決定における透明性を高めるためであります。当事業年度の上記指標の目標と実績については、連結売上高は、22,000百万円の目標に対し11,299百万円、連結営業利益は、4,500百万円の目標に対し4,947百万円の損失、ROEは、13.0%の目標に対し△53.9%の実績となっております。

また、上記の報酬制度とは別に、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2020年度より取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して当社普通株式を割り当てることを内容とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を考慮し、監査等委員会において決定しております。

b. 業績連動報酬等の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動賞与の支給は、上記業績連動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会最終時まで、対象取締役が在任していることを条件としております。

株式報酬の付与は、業績連動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会において、対象取締役が再任されることを条件としております。

業績連動賞与の支給及び株式報酬の付与は、業績連動賞与に係る評価指標の対象決算期に係る株主総会の翌月に行うものとします。

c. 基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動賞与及び株式報酬以外の固定の金銭報酬である現金報酬については、その任期中、毎月定額を支給するものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業績連動賞与及び株式報酬以外の個人別の現金報酬額については、取締役会による決議に基づき、代表取締役社長柴田高に個別の現金報酬額の決定を一任するものとし、株主総会において承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内で、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各職位とその責任範囲、在任年数等に応じて、当社における業績や市場データにて取得した他社の水準等も考慮しながら、これらを総合的に勘案して、個別の現金報酬額を決定しております。上記一任をした理由は、上記考慮要素を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |          |               | 員数<br>(名) |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|----------|---------------|-----------|
|                                   |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬等  | 譲渡制限付<br>株式報酬 |           |
| 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<br>(うち社外取締役) | 226<br>(一)      | 116<br>(一)      | —<br>(一) | 109<br>(一)    | 3<br>(一)  |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)           | 30<br>(12)      | 30<br>(12)      | —<br>(一) | —<br>(一)      | 3<br>(2)  |
| 合計<br>(うち社外役員)                    | 256<br>(12)     | 146<br>(12)     | —<br>(一) | 109<br>(一)    | 6<br>(2)  |

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名です。また、2020年6月26日開催の第74回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額350百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、2018年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に付与した譲渡制限付株式に係る費用109百万円を含んでおります。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）橋本昌司氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナーを兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。

#### ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）橋本昌司氏はGMOリサーチ株式会社及びアストマックス株式会社の社外取締役、東急不動産リート・マネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員を兼務しております。なお、当社と当該三社との間には特別の関係はありません。

#### ハ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

#### 二. 当事業年度における主な活動状況

|                |         | 活 動 状 況                                                                                                                                                   |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 二 木 芳 人 | 当事業年度中に開催された取締役会20回全て及び監査等委員会15回全てに出席され、感染症学の専門家としての見地から、それらにおいて、重要な意見等を発言されており、特に感染管理事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。   |
| 取締役<br>(監査等委員) | 橋 本 昌 司 | 当事業年度中に開催された取締役会20回全て及び監査等委員会15回全てに出席され、それらにおいて、当社のリスク管理体制等について重要な意見等を発言されており、多数の企業の社外取締役等を兼務されている見地から、的確な監査を行うなど、当社の監査等委員である社外取締役として期待される役割を十分に果たしております。 |

**(3) 会計監査人の状況****① 名称**

有限責任 あずさ監査法人

**② 報酬等の額**

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 35百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意致しました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

**③ 非監査業務の内容**

該当事項はありません。

**④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を勘案し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は「自立・共生・創造を基本理念とし、世界のお客様に健康という大きな幸せを提供する」という「企業理念」を制定し、代表取締役が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることに加え、社内報等による繰り返しの啓蒙活動により、法令遵守及び倫理観をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。
- ロ. 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役及び執行役員から定期的に、また必要に応じて、業務執行状況の報告を受け、取締役及び執行役員の職務執行を監督します。
- ハ. 取締役会の補足機関として、取締役並びに各部門の執行役員等で構成される経営会議を週1回開催しており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について討議と決議を行っております。
- ニ. 代表取締役社長直轄下に「内部監査室」を設置し、常勤の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)とも協議のうえ、定期的に各部門の内部監査を実施しております。その他緊急を要する事項等については、その都度機動的に対応しております。
- ホ. 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会にて、グループ内のリスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、グループ内リスクの低減及びその適切な対応を図ります。
- ヘ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス上の問題を発見した場合はすみやかにリスクマネジメント委員会に報告することとしております。このほか、コンプライアンスに関するホットラインとして内部通報制度を設け、社内窓口をリスクマネジメント委員会、社外窓口を弁護士事務所として、コンプライアンスに関する情報の確保に努めております。リスクマネジメント委員会は、必要に応じて関係各部署の協力のもと、その通報内容を調査し、適宜、すみやかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要な場合には関係者への処分を行います。

- ト. 使用人の法令又は定款違反行為については、人事部門担当執行役員が懲戒委員会に処分を求めることとし、取締役の法令又は定款違反行為については、取締役間で相互に監督するとともに、各取締役が適宜、取締役会に具体的な処分を具申することとしております。
- チ. 当社は、反社会的勢力に対して、「リスクマネジメント規程」に基づき、一切の取引を行わないことを基本方針としております。また、対応統括部署を設置し、反社会的勢力からの不当要求等が発生した場合には、すみやかに取締役会等に報告する体制を整備しております。さらに、それらに関する情報収集や不当要求に迅速に対応すべく、所轄の警察署、企業防衛対策協議会、弁護士等との連携を積極的に図っております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとしております。取締役は、これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとしております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部門において、規則及びガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとしております。そして、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、リスクマネジメント委員会にて行うものとします。また、新たに生じたリスクについてはリスクマネジメント委員会においてすみやかに担当部門及び対応責任者を定めるものとします。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、企業理念をベースに毎年策定される年度計画及び中期経営計画に定められた経営目標通りに職務の執行が進められているか否かを、業績報告を通じ定期的に検査するものとします。
- ロ. 取締役の業務執行については、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には、原則として事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとします。

ハ．日常の業務執行に際しては、職務権限規程及び組織・分掌業務規程等に基づき権限の委譲が行われ、執行役員等各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行することとします。

**⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

イ．代表取締役、業務執行を担当する取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導するものとします。

ロ．当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社における事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社への報告を行うことを義務付けております。

ハ．グループ各社における業務執行に際しては、グループ各社の職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、グループ各社における各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行することとします。

ニ．内部監査室は、グループ各社における内部監査を実施又は統括し、グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証するものとします。また、内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告されるとともに、その重要度に応じて当社の取締役会等の所定の機関に報告されるものとしております。

**⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員を除く。以下、同じ）からの独立性に関する事項及び同使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ．当社は、監査等委員会からの要請があったときは、直ちに、監査業務に必要な事項を命令できる使用人を配置するものとします。

ロ．当該使用人は、その命令を受けた事項に関して、取締役及び他の管理者の指揮命令は受けないものとします。

ハ．当該使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとします。



⑦ 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社グループは、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会に報告すべき事項を定めるものとしておりますが、その報告すべき事項には以下の事項を含むこととします。
- ・経営会議で決議された事項
  - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - ・重大な法令又は定款違反
  - ・リスクマネジメント委員会に対する報告又は内部通報の状況
  - ・その他コンプライアンス上重要な情報
- ロ. 監査等委員会は、職務執行に必要と判断した場合には、上記以外でも当社グループの取締役又は使用人に報告を求めることができることとします。
- ハ. 前2号に従い報告を行った当社グループの取締役又は使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、代表取締役その他の取締役との間で定期及び非定期に会合を持ち、会社の経営実態、問題点、課題等の情報共有を図るものとしております。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の監査が実効的に行われるために、必要に応じて、監査等委員会の監査に協力するものとしております。
- ハ. 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないこと認められた場合を除き、すみやかに当該費用等処理するものとします。

⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役会による監督体制

当社では、当事業年度において、取締役会を計20回開催し、重要な業務執行の意思決定を行いました。また、各取締役から月次での業績報告等を受けることにより、各取締役の職務執行を監督しました。

ロ. コンプライアンス体制

内部通報制度の認知を図るため、当社グループの全従業員に対し同制度の周知を行いました。

ハ. 内部監査体制

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証のうえ、重大な問題が発生していない旨、経営会議及び監査等委員会に報告しました。

ニ. リスク管理体制

当社では、当事業年度において、リスクマネジメント委員会を計6回開催し、当社グループにおけるリスクの共有と対応策の策定、対応策の進捗状況の確認等により、当社グループ内の予見できるリスクと顕在化したリスクへの対応を行いました。

ホ. グループ管理体制

当社グループにおいて、グループ各社は、関係会社管理規程に基づき、各社における事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、当社への報告を行いました。

ヘ. 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、取締役会への出席並びに常勤監査等委員による経営会議及びその他の重要会議への出席、さらに代表取締役その他の取締役との間での会合を通じ、当社の課題等の情報共有、及び課題解決のための助言を行いました。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社グループの内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行いました。なお、当社では、監査等委員会からの要請に基づき、監査業務に必要な事項を命令できる使用人1名を配置しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
| 流 動 資 産   | 13,783 | 流 動 負 債       | 4,320  |
| 現金及び預金    | 5,796  | 支払手形及び買掛金     | 309    |
| 受取手形及び売掛金 | 4,056  | 1年内返済予定の長期借入金 | 923    |
| 有価証券      | 302    | リース債務         | 36     |
| 商品及び製品    | 2,010  | 未払金           | 1,270  |
| 仕掛品       | 536    | 未払法人税等        | 12     |
| 原材料及び貯蔵品  | 659    | 返品調整引当金       | 699    |
| その他       | 422    | 賞与引当金         | 149    |
| 固 定 資 産   | 8,751  | その他           | 918    |
| 有形固定資産    | 7,113  | 固 定 負 債       | 5,407  |
| 建物及び構築物   | 2,457  | 長期借入金         | 3,760  |
| 機械装置及び運搬具 | 2,378  | リース債務         | 54     |
| 土地        | 1,810  | 長期未払金         | 549    |
| リース資産     | 84     | 退職給付に係る負債     | 805    |
| 建設仮勘定     | 72     | 繰延税金負債        | 104    |
| その他       | 310    | その他           | 133    |
| 無形固定資産    | 299    | 負 債 合 計       | 9,728  |
| 投資その他の資産  | 1,338  | 純 資 産 の 部     |        |
| 投資有価証券    | 1,011  | 株 主 資 本       | 12,596 |
| その他       | 327    | 資本金           | 1,201  |
|           |        | 資本剰余金         | 1,648  |
|           |        | 利益剰余金         | 10,134 |
|           |        | 自己株式          | △388   |
|           |        | その他の包括利益累計額   | 210    |
|           |        | 為替換算調整勘定      | 210    |
|           |        | 新株予約権         | 0      |
| 資 産 合 計   | 22,535 | 純 資 産 合 計     | 12,807 |
|           |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 22,535 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金     | 額      |
|--------------------|-------|--------|
| 売上高                |       | 11,299 |
| 売上原価               | 7,973 |        |
| 返品調整引当金戻入額         | 120   |        |
| 返品調整引当金繰入額         | 699   | 8,552  |
| 売上総利益              |       | 2,746  |
| 販売費及び一般管理費         |       | 7,694  |
| 営業損失(△)            |       | △4,947 |
| 営業外収益              |       |        |
| 受取利息               | 3     |        |
| 為替差益               | 50    |        |
| 受取賃貸料              | 2     |        |
| その他                | 51    | 108    |
| 営業外費用              |       |        |
| 支払利息               | 6     |        |
| 賃貸費用               | 2     |        |
| 未稼働設備関連費用          | 217   |        |
| 操業停止関連費用           | 1,062 |        |
| その他                | 3     | 1,292  |
| 経常損失(△)            |       | △6,131 |
| 特別利益               |       |        |
| 投資有価証券売却益          | 60    | 60     |
| 特別損失               |       |        |
| 固定資産除却損失           | 3     |        |
| 減損損失               | 2,453 |        |
| 支払補償費              | 359   | 2,817  |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |       | △8,887 |
| 法人税、住民税及び事業税       | 27    |        |
| 法人税等調整額            | 679   | 706    |
| 当期純損失(△)           |       | △9,594 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |       | △9,594 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,148   | 1,516     | 20,509    | △480    | 22,693      |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 新株の発行                    | 52      | 52        |           |         | 105         |
| 剰余金の配当                   |         |           | △779      |         | △779        |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |         |           | △9,594    |         | △9,594      |
| 自己株式の処分                  |         | 79        |           | 92      | 171         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |         | —           |
| 当連結会計年度変動額合計             | 52      | 132       | △10,374   | 92      | △10,096     |
| 当連結会計年度末残高               | 1,201   | 1,648     | 10,134    | △388    | 12,596      |

|                          | その他の包括利益累計額 |               | 新株予約権 | 純資産合計  |
|--------------------------|-------------|---------------|-------|--------|
|                          | 為替換算調整勘定    | その他の包括利益累計額合計 |       |        |
| 当連結会計年度期首残高              | 83          | 83            | 4     | 22,781 |
| 当連結会計年度変動額               |             |               |       |        |
| 新株の発行                    |             |               |       | 105    |
| 剰余金の配当                   |             |               |       | △779   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失          |             |               |       | △9,594 |
| 自己株式の処分                  |             |               |       | 171    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 127         | 127           | △4    | 123    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 127         | 127           | △4    | △9,973 |
| 当連結会計年度末残高               | 210         | 210           | 0     | 12,807 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 大幸T E C株式会社  
大幸薬品インターナショナル株式会社  
大幸薬品（亞洲太平洋）有限公司  
大幸環保科技（上海）有限公司  
台灣大幸薬品股份有限公司  
大幸薬品（深圳）有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 3社
- ・主要な非連結子会社の名称 正露丸（國際）有限公司  
TAIKO PHARMACEUTICAL TURKEY ILAC VE BIYOSIDAL URUN  
SATISPAZARLAMA VE ITHALAT ANONIM SIRKETI  
TORISHI, S. A. de C. V.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。当連結会計年度において、TAIKO PHARMACEUTICAL TURKEY ILAC VE BIYOSIDAL URUN SATISPAZARLAMA VE ITHALAT ANONIM SIRKETI 及びTORISHI, S. A. de C. V. を新たに設立しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 正露丸（國際）有限公司  
TAIKO PHARMACEUTICAL TURKEY ILAC VE BIYOSIDAL URUN  
SATISPAZARLAMA VE ITHALAT ANONIM SIRKETI  
TORISHI, S. A. de C. V.
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

## ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物 3年～50年

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び一部の連結子会社は、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

当社は、販売した製商品の返品に備えるため、過去の返品実績率を考慮した将来の返品に伴う損失の見積りに加えて、特定の事象に起因して生じる個別の返品については、取引先からの情報等に基づいた将来の返品に伴う損失を見積り、返品調整引当金として計上しております。

ハ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、使用人に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

### (1) たな卸資産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品2,010百万円(うち、感染管理事業1,829百万円)

#### ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

たな卸資産は取得原価と事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価されますが、この評価に加えて、営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。当社は、一定の回転期間を超えるたな卸資産について、減耗、変質のおそれがあるとして棚卸資産管理規程で設定された出荷期限や個別に将来の販売可能性を考慮し、販売が困難と判断した場合には、帳簿価額の切下げ対象となる滞留在庫を識別し、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。当社のたな卸資産について、需要予測に基づいた生産計画等に基づき在庫管理を行っていますが、市場環境の変化や需要予測の相違により、販売実績が当初の予測を大きく下回る結果となる場合もあるため、営業循環過程から外れた滞留在庫の識別とそれに基づくたな卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。



## (2) 返品調整引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

返品調整引当金699百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

返品調整引当金は、販売した製商品の返品に備えるため、過去の返品実績率に将来の返品に伴う損失の見積りに加えて、特定の事象に起因して生じる個別の返品については、取引先からの情報に基づいた将来の返品に伴う損失見込額を見積り、返品調整引当金として計上しております。

特定の事象として、当社の感染管理事業の一部製品に対して、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けております。当該事象に起因して生じる個別の返品については、取引先に対する調査結果をもとに返品に伴う損失見込額を見積り、652百万円の返品調整引当金を計上していますが、当社の製商品を取り巻くその後の情勢の変化により、返品実績が当初の予測と大きく異なる結果となる場合もあるため、返品調整引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,703百万円

(2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日及び振込実施日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形及び売掛金 826百万円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次の通りであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 13,000百万円 |
| 借入実行残高  | —百万円      |
| 差引額     | 13,000百万円 |

## 5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額  
売上原価 1,540百万円

## (2) 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途                          | 場所            | 種類        | 減損損失（百万円） |
|-----------------------------|---------------|-----------|-----------|
| (大幸薬品株式会社)<br>感染管理事業用資産     | 本社            | 建設仮勘定     | 36        |
|                             |               | その他       | 72        |
|                             | 吹田工場          | 建物及び構築物   | 0         |
|                             |               | 機械装置及び運搬具 | 0         |
|                             |               | その他       | 0         |
|                             | 京都工場・研究開発センター | 建物及び構築物   | 97        |
|                             |               | 機械装置及び運搬具 | 279       |
|                             |               | 土地        | 10        |
|                             |               | その他       | 31        |
|                             | 茨木工場          | 建物及び構築物   | 516       |
|                             |               | 機械装置及び運搬具 | 1,058     |
|                             |               | その他       | 4         |
| (大幸薬品株式会社)<br>遊休資産          | 京都工場・研究開発センター | 機械装置及び運搬具 | 12        |
|                             |               | 建設仮勘定     | 9         |
|                             |               | その他       | 6         |
|                             | 茨木工場          | 機械装置及び運搬具 | 2         |
|                             |               | 建設仮勘定     | 109       |
|                             |               | その他       | 167       |
| (台湾大幸薬品股份有限公司)<br>感染管理事業用資産 | 台湾大幸薬品股份有限公司  | その他       | 37        |

## (資産のグルーピングの方法)

当社は、主として事業セグメントを基礎とした資産のグルーピングを行っております。また、重要な遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。なお、連結子会社は原則として会社単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。

## (減損損失に至った経緯)

感染管理事業については、経営環境の著しい悪化等により収益性が低下し、今後も回復の見通しが立たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

また、遊休資産については、将来の使用見込がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、他への転用及び売却の可能性がないことから、その価値を零としております。

台湾大幸薬品股份有限公司においては、事業譲受時に超過収益力を前提としたのれんを計上していましたが、収益力及び今後の事業計画を見直した結果、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、のれんの回収可能価額は、使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを6.7%で割り引いて算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 44,001,900株   | 135,000株     | 一株           | 44,136,900株  |

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 685,695株      | 2,201株       | 132,162株     | 555,734株     |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2021年3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 779             | 18              | 2020年12月31日 | 2021年3月31日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの無配のため、記載すべき事項はありません。

### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                       |
|------------|-----------------------|
|            | 2017年9月15日<br>取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 6,900株                |
| 新株予約権の残高   | 23個                   |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づき、資金調達については、借入金による方法で調達しております。また、資金調達の機動的かつ安定的な運転資金を確保として、当座貸越契約を締結しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、一部の外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として満期保有目的の債券とその他の有価証券であり、満期保有目的の債券は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、その他の有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式のため業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に短期の債務であり、一部の外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されております。また、借入金の使途は運転資金であり、返済日は決算日後最長で5年であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権につきましては、与信管理規程に基づき、営業部門が各取引先の状況をモニタリングし、管理部門が各取引先の期日別債権別残高を管理することにより、営業債権を確実に回収するとともに、回収懸念の早期把握や回収不能リスクの軽減を図っております。

満期保有目的の債券につきましては、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務につきましては、為替変動リスクを軽減するために回収期間の短縮化を図るとともに、必要に応じて先物為替予約を利用したヘッジを可能とする体制を構築しております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金繰り計画に基づき、適時、計画と実績との対比を行いつつ、機動的かつ安定的な運転資金の確保として、当座貸越契約を締結し、流動性リスクの管理を実施しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

|                                 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------------|------------------|----------|----------|
| (1) 現金及び預金                      | 5,796            | 5,796    | —        |
| (2) 受取手形及び売掛金                   | 4,056            | 4,056    | —        |
| (3) 有価証券及び投資有価証券                | 705              | 703      | △1       |
| 資産計                             | 10,558           | 10,557   | △1       |
| (1) 支払手形及び買掛金                   | 309              | 309      | —        |
| (2) 長期借入金(1年内返済<br>予定の長期借入金を含む) | 4,683            | 4,676    | △7       |
| (3) 未払金                         | 1,270            | 1,270    | —        |
| 負債計                             | 6,263            | 6,255    | △7       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### 負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額 607百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|              | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金       | 5,796         | —                    | —                     | —             |
| 受取手形及び売掛金    | 4,056         | —                    | —                     | —             |
| 有価証券及び投資有価証券 | 302           | 403                  | —                     | —             |
| 合計           | 10,155        | 403                  | —                     | —             |

#### 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 長期借入金 | 923           | 3,760                | —                     | —             |
| 合計    | 923           | 3,760                | —                     | —             |

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 293円88銭
- (2) 1株当たり当期純損失 220円52銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 ー円ー銭
- (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2022年1月25日開催の取締役会の決議に基づき、2022年2月7日付で総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

##### (1) コミットメントライン契約締結の目的

運転資金の確保及び財務基盤の安定性向上のために、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的としております。

##### (2) コミットメントライン契約の概要

- ① 契約締結先 株式会社三菱UFJ銀行
- ② 借入極度額 40億
- ③ 契約締結日 2022年2月7日
- ④ 契約期間 1年間
- ⑤ 資金用途 運転資金
- ⑥ 担保・保証 無担保・無保証

#### 10. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、当連結計算書類作成時における今後の需要動向等を踏まえ、一定の期間にわたり当該需要が継続するとの仮定のもと、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の状況や、感染管理事業の今後の需要予測については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(金額表示単位の変更)

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|----------|--------|-----------------|--------|
| 資 産 の 部  |        | 負 債 の 部         |        |
| 流 動 資 産  | 12,639 | 流 動 負 債         | 4,188  |
| 現金及び預金   | 4,773  | 支払手形            | 60     |
| 受取手形     | 171    | 買掛金             | 246    |
| 売掛金      | 3,802  | 1年内返済予定の長期借入金   | 923    |
| 有価証券     | 302    | リース債務           | 19     |
| 商品及び製品   | 1,976  | 未払金             | 1,276  |
| 仕掛品      | 539    | 未払費用            | 796    |
| 原材料及び貯蔵品 | 665    | 未払法人税等          | 6      |
| 前払費用     | 198    | 返品調整引当金         | 699    |
| その他の資産   | 209    | 賞与引当金           | 141    |
| 固 定 資 産  | 9,285  | そ の 他           | 18     |
| 有形固定資産   | 7,028  | 固 定 負 債         | 5,323  |
| 建物       | 2,368  | 長期借入金           | 3,760  |
| 構築物      | 56     | リース債務           | 28     |
| 機械及び装置   | 2,372  | 長期未払金           | 549    |
| 土地       | 1,807  | 退職給付引当金         | 755    |
| リース資産    | 43     | 繰延税金負債          | 97     |
| 建設仮勘定    | 72     | そ の 他           | 133    |
| その他の資産   | 307    | 負 債 合 計         | 9,512  |
| 無形固定資産   | 298    | 純 資 産 の 部       |        |
| ソフトウェア   | 263    | 株 主 資 本         | 12,413 |
| その他の資産   | 34     | 資 本 金           | 1,201  |
| 投資その他の資産 | 1,958  | 資 本 剰 余 金       | 1,648  |
| 投資有価証券   | 903    | 資 本 準 備 金       | 1,112  |
| 関係会社株式   | 622    | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 535    |
| 長期前払費用   | 205    | 利 益 剰 余 金       | 9,951  |
| そ の 他    | 225    | 利 益 準 備 金       | 15     |
|          |        | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 9,935  |
|          |        | 固定資産圧縮積立金       | 139    |
|          |        | 別 途 積 立 金       | 7,860  |
|          |        | 繰越利益剰余金         | 1,935  |
|          |        | 自 己 株 式         | △388   |
|          |        | 新 株 予 約 権       | 0      |
| 資 産 合 計  | 21,925 | 純 資 産 合 計       | 12,413 |
|          |        | 負 債 純 資 産 合 計   | 21,925 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金     | 額      |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 10,599 |
| 売上原価         | 7,953 |        |
| 返品調整引当金戻入額   | 120   |        |
| 返品調整引当金繰入額   | 699   | 8,532  |
| 売上総利益        |       | 2,067  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 7,091  |
| 営業損失(△)      |       | △5,024 |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 0     |        |
| 有価証券利息       | 2     |        |
| 受取配当金        | 308   |        |
| 為替差益         | 47    |        |
| 受取賃貸料        | 2     |        |
| その他          | 44    |        |
| 営業外費用        | 47    | 454    |
| 支払利息         | 6     |        |
| 賃貸費用         | 2     |        |
| 未稼働設備関連費用    | 217   |        |
| 操業停止関連費用     | 1,062 |        |
| その他          | 2     | 1,291  |
| 経常損失(△)      |       | △5,862 |
| 特別利益         |       |        |
| 投資有価証券売却益    | 60    | 60     |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産除却損      | 3     |        |
| 減損損失         | 2,416 |        |
| 支払補償費        | 359   | 2,779  |
| 税引前当期純損失(△)  |       | △8,580 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △22   |        |
| 法人税等調整額      | 710   | 688    |
| 当期純損失(△)     |       | △9,268 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                                | 株 主 資 本 資 益 本 余 金 |           |                |              |                      |                 |       |
|--------------------------------|-------------------|-----------|----------------|--------------|----------------------|-----------------|-------|
|                                | 資 本 金             | 資 本 剩 余 金 |                |              | 利 益 剩 余 金            |                 |       |
|                                |                   | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金                | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       |
|                                |                   |           |                |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金       |       |
| 当事業年度期首残高                      | 1,148             | 1,059     | 456            | 1,516        | 15                   | 142             | 7,860 |
| 当事業年度変動額                       |                   |           |                |              |                      |                 |       |
| 新株の発行                          | 52                | 52        |                | 52           |                      |                 |       |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩               |                   |           |                |              |                      | △2              |       |
| 剰余金の配当                         |                   |           |                |              |                      |                 |       |
| 当期純損失                          |                   |           |                |              |                      |                 |       |
| 自己株式の処分                        |                   |           | 79             | 79           |                      |                 |       |
| 株主資本以外の<br>項目の当事業年度<br>変動額(純額) |                   |           |                |              |                      |                 |       |
| 当事業年度変動額合計                     | 52                | 52        | 79             | 132          | —                    | △2              | —     |
| 当事業年度末残高                       | 1,201             | 1,112     | 535            | 1,648        | 15                   | 139             | 7,860 |

|                                | 株 主 資 本            |                  |         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|--------------------------------|--------------------|------------------|---------|----------------|-------|--------|
|                                | 利 益 剰 余 金          |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |       |        |
|                                | そ の 他<br>利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |       |        |
|                                | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   |                  |         |                |       |        |
| 当事業年度期首残高                      | 11,981             | 19,999           | △480    | 22,183         | 4     | 22,188 |
| 当事業年度変動額                       |                    |                  |         |                |       |        |
| 新株の発行                          |                    |                  |         | 105            |       | 105    |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩               | 2                  | —                |         | —              |       | —      |
| 剰余金の配当                         | △779               | △779             |         | △779           |       | △779   |
| 当期純損失                          | △9,268             | △9,268           |         | △9,268         |       | △9,268 |
| 自己株式の処分                        |                    |                  | 92      | 171            |       | 171    |
| 株主資本以外の<br>項目の当事業年度<br>変動額(純額) |                    |                  |         | —              | △4    | △4     |
| 当事業年度変動額合計                     | △10,046            | △10,048          | 92      | △9,770         | △4    | △9,774 |
| 当事業年度末残高                       | 1,935              | 9,951            | △388    | 12,413         | 0     | 12,413 |

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

ロ. 子会社株式

ハ. その他有価証券

・時価のないもの

償却原価法（定額法）を採用しております。  
移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。  
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次の通りであります。  
建物 7年～50年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 返品調整引当金

販売した製商品の返品に備えるため、過去の返品実積率を考慮した将来の返品に伴う損失の見積りに加えて、特定の事象に起因して生じる個別の返品については、取引先からの情報等に基づいた将来の返品に伴う損失を見積り、返品調整引当金として計上しております。

##### ③ 賞与引当金

使用人に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生時に全額費用処理しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「受取配当金」は0百万円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類の作成にあたり、会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りであります。

### (1) たな卸資産の評価

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品1,976百万円（うち、感染管理事業1,794百万円）

#### ②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

たな卸資産は取得原価と事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価されますが、この評価に加えて、営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。当社は、一定の回転期間を超えるたな卸資産について、減耗、変質のおそれがあるとして棚卸資産管理規程で設定された出荷期限や個別に将来の販売可能性を考慮し、販売が困難と判断した場合には、帳簿価額の切下げ対象となる滞留在庫を識別し、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。当社のたな卸資産について、需要予測に基づいた生産計画等に基づき在庫管理を行っていますが、市場環境の変化や需要予測の相違により、販売実績が当初の予測を大きく下回る結果となる場合もあるため、営業循環過程から外れた滞留在庫の識別とそれに基づくたな卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 返品調整引当金

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

返品調整引当金699百万円

#### ②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

返品調整引当金は、販売した製商品の返品に備えるため、過去の返品実績率に将来の返品に伴う損失の見積りに加えて、特定の事象に起因して生じる個別の返品については、取引先からの情報に基づいた将来の返品に伴う損失見込額を見積り、返品調整引当金として計上しております。

特定の事象として、当社の感染管理事業の一部製品に対して、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けております。当該事象に起因して生じる個別の返品については、取引先に対する調査結果をもとに返品に伴う損失見込額を見積り、652百万円の返品調整引当金を計上していますが、当社の製商品を取り巻くその後の情勢の変化により、返品実績が当初の予測と大きく異なる結果となる場合もあるため、返品調整引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 5,620百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| ① 短期金銭債権               | 335百万円   |
| ② 長期金銭債権               | 110百万円   |
| ③ 短期金銭債務               | 35百万円    |

(3) 事業年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日及び振込実施日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

|      |        |
|------|--------|
| 受取手形 | 8百万円   |
| 売掛金  | 817百万円 |

#### (4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次の通りであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 13,000百万円 |
| 借入実行残高  | －百万円      |
| 差引額     | 13,000百万円 |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

|       |        |
|-------|--------|
| ① 売上高 | 590百万円 |
| ② 仕入高 | 194百万円 |
| ③ その他 | 66百万円  |

営業取引以外の取引による取引高 357百万円

##### (2) 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に1,454百万円含まれております。

## (3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途        | 場所            | 種類     | 減損損失（百万円） |
|-----------|---------------|--------|-----------|
| 感染管理事業用資産 | 本社            | 建設仮勘定  | 36        |
|           |               | その他    | 72        |
|           | 吹田工場          | 建物     | 0         |
|           |               | 機械及び装置 | 0         |
|           |               | その他    | 0         |
|           | 京都工場・研究開発センター | 建物     | 97        |
|           |               | 機械及び装置 | 278       |
|           |               | 土地     | 10        |
|           |               | その他    | 32        |
|           | 茨木工場          | 建物     | 514       |
|           |               | 構築物    | 2         |
|           |               | 機械及び装置 | 1,054     |
|           |               | その他    | 9         |
| 遊休資産      | 京都工場・研究開発センター | 機械及び装置 | 12        |
|           |               | 建設仮勘定  | 9         |
|           |               | その他    | 6         |
|           | 茨木工場          | 機械及び装置 | 2         |
|           |               | 建設仮勘定  | 109       |
|           |               | その他    | 167       |

## (資産のグルーピングの方法)

当社は、主として事業セグメントを基礎とした資産のグルーピングを行っております。また、重要な遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(減損損失に至った経緯等)

感染管理事業については、経営環境の著しい悪化等により収益性が低下し、今後も回復の見通しが立たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。また、遊休資産については、将来の使用見込がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、他への転用及び売却の可能性がないことから、その価値を零としております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 685,695株    | 2,201株     | 132,162株   | 555,734株   |

(注) 1. 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産                     | (百万円)  |
|----------------------------|--------|
| 税務上の繰越欠損金(注) 2             | 1,304  |
| 未払事業税                      | 2      |
| 未払金                        | 238    |
| 賞与引当金                      | 43     |
| 関係会社株式評価損                  | 33     |
| 返品調整引当金                    | 209    |
| 棚卸資産評価損                    | 477    |
| 減損損失                       | 752    |
| 株式報酬費用                     | 92     |
| 資産除去債務                     | 50     |
| 退職給付引当金                    | 234    |
| 長期未払金                      | 170    |
| その他                        | 62     |
| 繰延税金資産小計                   | 3,672  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2    | △1,304 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額(注) 1 | △2,367 |
| 繰延税金資産合計                   | —      |
| 繰延税金負債                     | —      |
| 資産除去債務に対応する除去費用            | △34    |
| 固定資産圧縮積立金                  | △62    |
| 繰延税金負債合計                   | △97    |
| 繰延税金負債の純額                  | △97    |

- (注) 1. 前事業年度末と比較して評価性引当額が2,367百万円増加しております。この増加の主な理由は、繰延税金資産の回収可能性を見直したことによるものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(百万円)

|              | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計     |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 税務上の繰越欠損金(注) | —    | —           | —           | —           | —           | 1,304  | 1,304  |
| 評価性引当額       | —    | —           | —           | —           | —           | △1,304 | △1,304 |
| 繰延税金資産       | —    | —           | —           | —           | —           | —      | —      |

(注) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

#### 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |        |
|-----|--------|
| 1年内 | 121百万円 |
| 1年超 | 527百万円 |
| 合計  | 648百万円 |

#### 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係   | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|------------------|--------------------|-------------|-----------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | 大幸薬品(アジア太平洋)有限公司 | (所有)<br>直接 100.00% | 当社製品及び商品を販売 | 製品及び商品の販売 | 545           | 売掛金 | 304           |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、市場価格を勘案して合理的に決定しております。
2. 業務内容に応じて合理的に算定した金額によっております。
3. 海外関係会社に対する取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 氏名   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容              | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|------|--------------------|-----------|--------------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 柴田 高 | (被所有)<br>直接 7.43   | 当社代表取締役社長 | 新株予約権の権利<br>行使(注)1 | 90            | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2017年9月15日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 284円83銭
- (2) 1株当たり当期純損失 213円03銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 一円一銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2022年1月25日開催の取締役会の決議に基づき、2022年2月7日付で総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

詳細は、「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照下さい。

## 12. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、当事業年度の計算書類作成時における今後の需要動向等を踏まえ、一定の期間にわたり当該需要が継続するとの仮定のもと、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積りを行っております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の状況や、感染管理事業の今後の需要予測については不確定要素が多いため、その状況によっては今後の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(金額表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。



## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

大幸薬品株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 梅 | 田 | 佳 | 成 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 溝 |   | 静 | 太 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大幸薬品株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大幸薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

大幸薬品株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 梅 | 田 | 佳 | 成 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 溝 |   | 静 | 太 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大幸薬品株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項に就いては、あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において開示すべき重要な不備がない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

大幸薬品株式会社 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 堀 川 真 ⑩

社外取締役 監査等委員 二 木 芳 人 ⑩

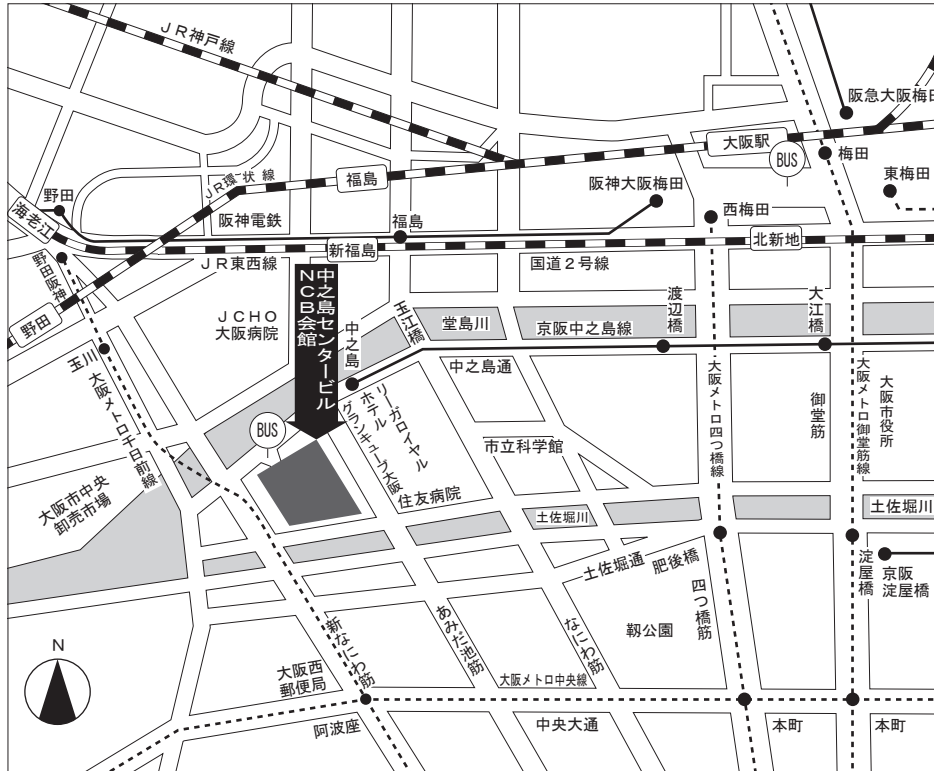
社外取締役 監査等委員 橋 本 昌 司 ⑩

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島六丁目2番27号  
中之島センタービル内  
NCB会館 2階「松の間」



## 交通のご案内

- 京阪電車／中之島線 「中之島駅」(2番出口)から徒歩約4分
- 大阪メトロ／千日前線「阿波座駅」(9番出口)から徒歩約8分
- JR環状線／「野田駅」から徒歩約14分
- JR東西線／「新福島駅」から徒歩約11分
- 大阪シティバス／「大阪駅」駅前バスターミナルから53系統(船津橋行)「船津橋」下車すぐ

\*ご来場にあたりましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



証券コード4574  
2022年3月14日

株 主 各 位

大阪府吹田市内本町三丁目34番14号  
大 幸 薬 品 株 式 会 社  
代表取締役社長 柴 田 高

## 「第76回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2022年3月14日付でご送付いたしました「第76回定時株主総会招集ご通知」につきまして、一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

■訂正箇所（訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております）

第76回定時株主総会招集ご通知23頁「事業報告」2. 会社の現況（1）株式の状況 ④大株主

### 【訂正前】

| 株 主 名 | 持 株 数            | 持 株 比 率    |
|-------|------------------|------------|
| 柴 田 哲 | 1, 192, 500<br>株 | 2. 73<br>% |

### 【訂正後】

| 株 主 名 | 持 株 数            | 持 株 比 率    |
|-------|------------------|------------|
| 柴 田 哲 | 1, 192, 500<br>株 | 2. 74<br>% |

以 上